

## 大阪府立図書館協議会活動評価部会

- 【設置根拠】 図書館法第14条、大阪府立図書館協議会条例第2条  
大阪府立図書館協議会規則第4条  
大阪府立図書館協議会運営規程第3条
- 【担当職務】 大阪府立図書館協議会の指示に基づき、「大阪府立図書館の基本方針と重点目標」に係る図書館活動の成果等について評価し、その結果を協議会に報告する。
- 【委員数】 3人
- 【委員】 岸本 岳文・・・・元 京都産業大学 客員教授  
佐藤 翔・・・・同志社大学 免許資格課程センター 准教授  
村上 泰子・・・・関西大学 文学部 教授
- （五十音順）
- 【設置年月日】 平成23年4月1日

※ 大阪府立図書館協議会の担当職務

図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。